

高山市介護保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正の趣旨

令和7年度の税制改正において、個人住民税の給与所得控除額が引き上げられた（最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げ）ため、介護保険料の算定の基となる課税所得が減少し、第9期介護保険事業計画の最終年度である令和8年度の保険料収入が減少することが見込まれる。

これに伴う令和8年度の保険料収入不足を防ぐため、国は令和8年度の保険料の算定にあたり、令和7年度税制改正前の算定方法を用いるよう介護保険法施行令を改正したため、市においても同様の改正を行う。

2. 改正の内容

介護保険の第1号被保険者の保険料の標準段階を判定する際に、令和7年度の税制改正の影響により第1号保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者については、令和7年度の税制改正前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設ける。

(1) 保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例（附則第9条）

給与等の収入金額が55万円を超え190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、令和7年度の税制改正前の基準に基づき算定した合計所得金額と同額となる算定方法とする。

附則 第9条第1項	本市に住所を有し、給与収入が55万1千円以上65万1千円未満の者の合計所得金額の算定方法は、 令和7年中の給与等の収入額－55万円
第9条第2項	本市に住所を有し、給与収入が65万1千円以上161万9千円未満の者の合計所得金額の算定方法は、 令和8年の給与所得控除後の額[※]＋10万円
第9条第3項	本市に住所を有し、給与収入が161万9千円以上190万円未満の者の合計所得金額の算定方法は、 令和8年の給与所得控除後の額 ＋（65万円－令和7年度税制改正前の給与所得控除の額）

※令和8年の給与所得控除後の額：令和8年度市町村民税の算定に用いる額で、「令和7年中の給与等の収入額－65万円」で算定

(2) 保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例（附則第10条）

令和7年度の税制改正の影響により市町村民税課税の有無が変わりうる第1号被保険者及び世帯内に当該課税の有無が変わりうる者がある第1号被保険者については、介護保険の第1号保険料の標準段階の判定に当たって、市町村民税世帯非課税者及び本人非課税者の判定を行う際に、令和7年度の税制改正前の給与所得控除の算定方法を用いることとする。

保険料段階		令和7年度税制改正前 (介護保険料の算定)	令和7年度税制改正後
第1段階～第3段階	本人	非課税	非課税
	世帯員	非課税	非課税
第4段階～第5段階	本人	非課税	非課税
	世帯員	課税	非課税
第6段階～第7段階	本人	課税	非課税
	世帯員	課税	非課税
	本人	課税	非課税
	世帯員	課税	課税

※給与等収入に変わりがなくても令和7年度税制改正の影響により介護保険料の段階が下がった方については、改正前の算定で課税・非課税の判定を行うもの

3. 施行期日

令和8年4月1日

4. その他（経過措置）

今回の改正は、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）における一時的な保険料収入不足を防ぐ趣旨で行うため、令和8年度の保険料のみに適用する。